

平成 31 年度仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）は、仙台空港及び庄内空港の連携を図り、当該区間の二次交通の拡充を図ることにより、庄内空港の利便性向上と利用拡大につなげるとともに、本県へのインバウンドを拡大するため、観光客及びビジネス客が当該区間において自家用自動車の有償貸渡しを受け、乗り捨てする場合に必要な経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成を行う。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レンタカー事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者で、仙台空港レンタカー協議会又は庄内空港レンタカー協議会に加入している事業者
- (2) レンタカー レンタカー事業者が貸し渡す自家用自動車

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 訪日外国人観光客又は訪日外国人ビジネス客（以下「訪日外国人」という。）に対し、別表 1 に定める区間においてレンタカーを貸し渡し、返却を受けたレンタカー事業者
- (2) 別表 1 に定める区間においてレンタカー事業者からレンタカーを借り受け、返却した日本人観光客又は日本人ビジネス客（以下「日本人」という。）

(助成対象期間)

第 4 条 助成金の交付の対象となる期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 15 日までとし、貸借日及び返却日のいずれも同期間内に含まれているものとする。

ただし、協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切ることができる。

(助成対象経費及び助成金の額)

第 5 条 助成対象経費及び助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) レンタカー事業者にあつては、助成対象経費は別表 1 に定める区間においてレンタカーを借り受け、返却した訪日外国人に対し、乗捨料金から 3,000 円割引した場合の割引料金とし、助成金の額は 1 か月ごとの返却台数に 3,000 円を乗じて得た額とする。
- (2) 日本人にあつては、助成対象経費は別表 1 に定める区間においてレンタカーを借り受け、返却した場合の乗捨料金とし、助成金の額は返却台数に 3,000 円を乗じて得た額とする。
- (3) 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する助成対象者は、期間中最大で 2 台までの助成とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類等を期限までに協議会に提出するものとする。

- (1) レンタカー事業者にあつては、様式第2号(交付申請書)に様式第1号(事業実績報告)を添付し、レンタカーの返却月の翌月15日までに協議会に申請するものとする。
- (2) 日本人にあつては、様式第3号(交付申請書)にレンタカー借受事業所及び返却事業所の押印用紙等を添付し、レンタカーを返却した日から15日以内に協議会に申請するものとする。

(交付決定及び交付)

第7条 交付申請を受けた協議会は、申請内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内で交付の決定を行うものとし、次に掲げるとおり助成金を交付するものとする。

- (1) レンタカー事業者に対しては、様式第4号(交付決定通知書)により通知し、その日から起算して15日以内に助成金を交付するものとする。
- (2) 日本人に対しては、交付の決定は、助成金の支払いをもって代えるものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 協議会は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付が取消された場合においては、既に交付されている助成金について、協議会が指定する期日までに、遅滞なく協議会に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

		区 間	
		貸渡事業所／借受事業所	返却事業所
1	仙台空港		庄内空港
2	庄内空港		仙台空港

庄内空港 仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業 実績報告書(訪日外国人用)

平成 年 月

No	代表者氏名	乗車人数	国籍	レンタカー 貸渡日	レンタカー 返却日	乗捨料金 実費	助成金 申請額	貸渡事業所及び返却事業所				備考
								仙台空港 ↓ 山形空港	仙台空港 ↓ 山形駅	山形駅 ↓ 仙台空港	山形空港 ↓ 仙台空港	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
合計			-	-	-							

平成 年 月 日

庄内空港利用振興協議会
会長 酒田市長 丸山 至 殿

（事業者）所在地
名 称
代表者

平成31年度仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業
助成金交付申請書（訪日外国人用）

標記助成金の交付を受けたいので、平成31年度仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業
助成金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業期間 平成__年__月__日 ～ 平成__年__月__日

2 交付申請額 計 金 円

3 助成金振込先

（金融機関名） _____

（本・支店名） _____

（口座種別） _____

（口座番号） _____

（口座名義人） _____

仙台空港＝庄内空港 レンタカー乗捨支援事業 助成金交付申請書（日本人用）

申請日 平成 年 月 日

申請者 住所 〒

氏名



連絡先 TEL

1 レンタカー利用状況

借受日 平成 年 月 日 () 借受場所 仙台空港 / 庄内空港
(いずれかに○)

返却日 平成 年 月 日 () 返却場所 仙台空港 / 庄内空港
(いずれかに○)

※ 助成対象期間は、4/1～3/15（レンタカーの借受日、返却日のいずれも助成対象期間内に含まれていること）
期間中、最大で2台まで助成。借受場所と返却場所が異なる場合に限る。

2 助成申請額

@3,000円 × _____ 台 = _____ 円

3 助成金振込先

金融機関名

支店名

口座種類（どちらかに○） 普通 ・ 当座

口座番号

口座名義（カタカナ）

4 申請期限

レンタカーの返却日から15日以内

5 添付資料

(1) 旅行行程に関するアンケート（裏面）

(2) レンタカー借受店舗及び返却店舗の押印

※ レンタカー借受時及び返却時に、借受店舗及び返却店舗にこの申請書を提示し、店舗スタンプ及び担当者印を以下に押印してもらってください。押印がない場合は、レンタカー事業者の発行した乗捨てを証する書類等（原本のみ、コピー不可）を以下に添付してください。

レンタカー借受店舗及び返却店舗に関する店舗スタンプ及び担当者印 押印欄	
借受事業所 (社名・店舗名、住所、電話番号等)	返却事業所 (社名・店舗名、住所、電話番号等)
担当者氏名	担当者氏名

※ 裏面の注意事項もご覧いただき、ご了承いただいたうえで申請してください。

6 注意事項 ※ 助成対象のレンタカー会社、乗捨区間は以下のとおりです。

レンタカー会社	
1	トヨタレンタリース宮城／山形
2	ニッポンレンタカー
3	オリックスレンタカー
4	タイムズカーレンタル
5	日産レンタカー

乗捨区間		
	借受場所	返却場所
1	仙台空港	→ 庄内空港
2	庄内空港	← 仙台空港

7 旅行行程に関するアンケート

※ 本助成事業は、仙台空港、庄内空港の二次交通の拡充に関する実証事業として実施しておりますので、アンケートに必ずご回答ください。

Q1 性別、年齢、職業及び職種について、該当する番号に○をつけてください。

〔性別〕 1. 男性 2. 女性

〔年齢〕 1. 19歳以下 2. 20歳～29歳 3. 30歳～39歳 4. 40歳～49歳 5. 50歳～59歳 6. 60歳以上

〔職業〕 1. 自営業（農林漁業） 2. 自営業（その他） 3. 経営者・会社役員 4. 会社員
5. 団体役員 6. 団体職員 7. 臨時雇用、パート・アルバイト 8. 公務員
9. 自由業 10. 主婦 11. 無職 12. 学生・児童 13. その他（ ）

〔職種〕 1. 農業・林業 2. 漁業・水産業 3. 製造業 4. 建設業 5. 卸売り・小売業
6. 金融・保険業 7. 運輸・通信業 8. IT関連 9. サービス業・飲食業
10. 保健・福祉・医療関連 11. 教育関連 12. 官公庁 13. その他（ ）

Q2 今回のご旅行の目的、日程及び宿泊地について、該当する番号に○をつけてください。

〔目的〕 1. 観光 2. 業務出張（商用・会議など） 3. その他（ ）

〔日程〕 1. 日帰り 2. 1泊2日 3. 2泊3日 4. 3泊4日以上

〔宿泊地〕 1. 山形県内（ ）泊 2. 宮城県内（ ）泊 3. その他（県名： ）泊

Q3 今回の行程において、庄内空港でご利用の便はどれですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 393便(庄内着7:55) 2. 395便(庄内着12:10) 3. 397便(庄内着16:55) 4. 399便(庄内着21:15)
5. 394便(庄内発7:10) 6. 396便(庄内発8:35) 7. 398便(庄内発12:50) 8. 400便(庄内発17:50)
9. その他（ ）

Q4 今回の行程において、仙台空港でご利用の便はどれですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 仙台＝札幌便 2. 仙台＝成田便 3. 仙台＝小松便 4. 仙台＝中部便 5. 仙台＝伊丹便
6. 仙台＝関西便 7. 仙台＝神戸便 8. 仙台＝広島便 9. 仙台＝出雲便 10. 仙台＝福岡便
11. 仙台＝沖縄便 12. その他（ ）

Q5 今回、仙台空港を利用した理由は何ですか。該当する番号にすべてに○をつけてください。

1. 庄内空港よりも仙台空港の方が目的地に近い 2. 庄内空港よりも仙台空港の方が便数が多い
3. 庄内空港よりも仙台空港の方が運賃が安い 4. 庄内空港よりも仙台空港の方がダイヤが便利
5. 庄内空港よりも仙台空港の方が乗継が少ない 6. その他（ ）

Q6 今回のご旅行の目的地について記載ください。市区町村名や駅名、ホテル名、観光地名などでも可。

山形県（ ）
宮城県（ ）

Q7 今回の目的地（山形県及び宮城県以外）について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 山形県及び宮城県のみ 2. 福島県 3. 秋田県 4. 岩手県 5. 青森県 6. 新潟県

Q8 何を見てレンタカー乗捨支援事業助成金を知りましたか。該当する番号に○をつけてください。

1. 山形空港ホームページ 2. 庄内空港利用振興協議会ホームページ 3. FDAホームページ
4. レンタカー会社ホームページ 5. レンタカー会社窓口の案内 6. その他（ ）

Q9 レンタカーをどの手段で予約しましたか。該当する番号に○をつけてください。

1. インターネット（サイト名 ） 2. 電話 3. その他（ ）

Q10 この助成事業や、庄内空港の就航地、空港の設備、二次交通などご意見ありましたら自由に記載ください。

➡➡➡以上でアンケートは終了です。ありがとうございました。《山形空港利用拡大推進協議会事務局》➡➡➡

庄空振 第 号
平成 年 月 日

（助成事業者） 殿

庄内空港利用振興協議会
会長 酒田市長 丸山 至

平成31年度仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業
助成金交付決定通知書（訪日外国人用）

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金について、下記のとおり交付決定しましたので、平成31年度仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業助成金交付要綱第7条第1項第1号の規定により通知します。

記

1 交付申請額 金_____円

2 交付決定額 金_____円